

### 第3回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 5 月 21 日 (月) 13:35 ~ 17:30
場 所	滋賀県工業技術総合センター 中研修室
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、津田主任専門員、林野主任主事
傍聴者	非公開
次 第	1 開 会 2 議 事 (1)会議の非公開について (2)住民ヒアリングについて (3)次回の予定 (4)その他 3 閉 会
議事概要	<p>【会議の非公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の委員会は住民ヒアリングを実施することから、ヒアリング内容に滋賀県情報公開条例第6条各号に該当する非公開情報が含まれる可能性があることから、県の「附属機関等の会議の公開等に関する指針」に基づき、会議を非公開で行うことが決定された。</li> </ul> <p>【住民ヒアリングについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民団体5団体から個別に順次ヒアリングを実施した。主な内容は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>小野自治会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元として、県にいろいろな要望をしてきたが、その回答が地元も満足のものではない。硫化水素発生から8年余り経っているが、その間の県は誠意をもって回答してきたのか。また、県に地元の意見がどのように伝わっていったのかも疑問である。</li> <li>・小野として県に一番お願いしてきたことは、経堂池の水質、ヘドロの汚染の問題であるが、その解決策が示されていない。その他の地下水や不法投棄の問題は県に任せているので県が責任をもって対応すればよいと思っている。</li> <li>・昨年8月には県が処分場の所有権を取得するよう要望し、それに対して県は所有を否定したが、県民の安全を考えたうえでの対応であるのか。全面解決までは県が所有することが一番よいのでは。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>～委員からの質問～</p> <p>(委員長) これまでの県の対応で何が一番不満な点であるか。</p> <p>(自治会) 県は住民からいろいろな要望を聞いていたはずであるが、それに対する納得のいく回答が得られない。場合によっては「検討する」ということで回答がない。また、水質検査の結果は公表されているけれども、その結果からこのように考えているという、前へ進んだものが出てこない。何回も調査しているが、だから住民の中にはいつまで</p>

経っても解決しないのではないかという思いはある。

(委員長) RD社から小野地区は少し離れているようにも思うが、悪臭とか粉じんの被害としてはあるのか。それとも、池の水質が最大の問題ということか。

(自治会) ほとんどにおいもないし、灰というのもほとんどなかった。

~ 総括 ~

我々はRDを監督してきた県に、やはり経堂池の水質浄化、浚渫も含めて、責任があると思っている。その県がいまだに何も要望に対する回答もしてくれないし、してくれたと思ったら、「ちょっと困難である」とか、そういうような逃げというのか、やっぱり責任の所在をはっきりしていただきたい。

北尾団地自治会

・平成9年から10年にかけて、ばい煙が発生した際に、すべて県の方に電話連絡したが、そのときの対応が余りにもRDびいきであった。「あれは水蒸気で、ばい塵なんか飛んでいない」と言われたことがある。私そのときは勉強不足で、そうだったのかということで済ませたが、朝起きたら、車に煤みたいな油のようなものがついていて何回かあった。

・RD社も必要悪だと言われ、県の対応は住民のまるめ込み工作みたいだった。

・当時県で対応していたのは、今の地域振興局であったが、最初に硫化水素の問題がおこったときも、私達がこれは硫化水素であると言っても近くの工場のおいだとか言って私達の言うことを一切認めなかった。

・以前からにおいはしていたのであるが、ある日もう今日は我慢できないということで、消防署に通報した。なぜ、消防署だったかということ、県に電話しても答えは一緒だから。私達はそれが硫化水素という名前は分からなかったが、間違いなく体には悪いと思った。やはりそういうことでは消防署は放っておかない。硫化水素問題はそこからでてきた。

~ 委員からの質問 ~

(委員長) 県が対応されるとき、窓口というのは常に同じところに対応を求めたのか。

(自治会) 当初は廃棄物問題というとらえ方をしておらず、生活に関する苦情ということで市だと思っていたが、市に電話すると県のここに電話してくれということで、その際教えられたのが県の振興局だった。

(木邊委員) 県に電話をされたときに、適切な回答が得られなかったとか、納得のいく、自分たちにわかりやすい回答が出なかったということか。

(自治会) 県に言いくるめられた感じだ。そのときはまだ産廃のこと

は全然わからず、わりとおとなしい要望だったと思う。

行政に何を言っても、法律の中の問題でしか言わないし、生活の環境部分に関して私達は言ってるのであって、廃掃法で言っているわけではない。それだったら、RD社と直接交渉して、RD社の資力を使って、きれいにしていこうということで、RD社と話をするようになったということだ。

(委員長) 第2 処分場の深掘りの問題に対しては、県はどのような対応だったのか。

(自治会) 一切説明はなかった。ただ、当時は小野行政区の北尾地区でひとつの自治会として認められていなかったの、今だったらそういう話はあったかもしれない。

～総括～

(自治会) 今回、私達の意見もこうやってきっちり残していただけたと思うが、今後、どういうふうな方向性というか、検証した結果が仮に悪かったとしても、処分場が良くなるかといえはちょっとならないかなと思う。今回の検証委員会で何がどう変わるのかを一番お聞きしたい。

(委員長) 県の責任というふうに我々が判定をすると、県はやっぱり責任を感じてもらわないといけないから、それに対する対応を何らか考えるであろうと、我々は期待している。

#### 上向自治会

・北の山地区は他の近接の地域と異なり、唯一処分場への出入口、取りつけ道路があるため、40 万立米もの産廃、中間処理をしていた焼却のすべてが、北の山地区の民家の前を通過して、出入りをした。その騒音被害、車の粉じん、排気ガス、特に車の振動による家屋の損傷等の被害があった。

・処分場の南側に直接面しているのが北の山地区であるので、風向きによっては非常な悪臭の被害があった。

・本来、安定型の処分場にはカラスの餌になるようなものは許可されていないはずだが、そういった状況で、近辺にカラスが非常にたくさん飛来して被害が出た。

・夜行性の動物の死体がよく道路とか屋敷内に見られた。それは処分場で有害物を食べて、巣へ帰れない状態だったのではないかと思う。

・焼却炉の被害だと思われるのが灰じん、油つけのあるべたっとしたちりが降って、風向きによっては、非常に多い日があった。健康被害にも遭っていたのではないか。

・県の許認可に関して、平成3年、許可区域外に巨大な穴を掘って産廃を埋めた不法投棄があった。これは近くの住民が県へ通報したので県は知っている。情報公開で苦情記録としても出てきているが、業者からは粘土を信楽の陶土として売っているんだということで、そのまま放置をしていたが、平成10年になって、県は面積と容量の追認を行って、そのところを処分場として認めてしまった。これは、法律

の運用上支障があると思う。

・平成10年5月27日にRDが安定型処分場の埋め立ての廃止届をしており、そのときの面積が32,038 m<sup>2</sup>、容量にして242,700 m<sup>3</sup>、これを廃止しているの、これが今までの許可面積と容量であった。ところが同年7月3日に、44,660 m<sup>2</sup>、415,380 m<sup>3</sup>に、面積と容量を追認しており、増加を認めた容量と面積は、面積にして12,622 m<sup>2</sup>、容量にして172,680 m<sup>3</sup>となり、こういった法律の運用を逆転させるようなことを県がしている。これを非常に私達は疑問に思い、県を追及したが、口を濁して、解決しないといったような状況がある。

・平成11年に硫化水素の調査に県が6,500万円の予算でボーリング調査を行ったが、このときに、ボーリングコアの分析に当たって、公定法にない違法な分析フローを業者に指示した。揮発性のものを調査するのに、100の温度を4、5時間上げてから分析するようになっていたということを経験公開で住民が見つけた、これを県に厳しく追及した。そのときに県は、やはり不適正を認めざるを得なかった。

・以上の3点は、県の許認可に対するやり方、調査・分析のやり方と、県の安全に対する姿勢が端的に表れた事例ではないかと思っている。

・県の指導監督と県の不作為の違法について、県の指導監督は、ほとんど書類審査に偏重していると思う。現場への立入調査の場合にも、かなり事前に通知を行っている。これは業者としては当然のことだと思うが、こういった場合、余りに事前に通知を行うと、不正や違法行為の発見ができないと思う。元従業員の話によると、県から通報があれば、覆土を行ったり、不正な事実が発覚しないような対策を会社から指示されていたと言っている。

・言うまでもなく、我々の生活環境に支障を及ぼすような状況に処分場がなっているにもかかわらず、県はそれを積極的に除去する対策を行ってくれなかった。これは不作為の違法に当たるのではないかと思う。

・住民からの情報提供と県の対応については、まず運動当初に弁護士の立会いのもと、元従業員からいろいろ聞き取りし、それを証言集にまとめて、県に提示した。ところが、何らそれに対する対応をしない。直接聴かなければわからないと言って、行政の論理で、我々の言うことを取り上げてくれない。有害物の埋立て証言は直ちに対応されなければならない事項であると思うが、それが放置されたままである。証言の正しさが証明されたのが、市道側に埋められていたドラム缶、一斗缶も含めて約170本が出てきた事例であり、まだほかにも処分場全体に何千本のドラム缶を埋めたという情報も、ある程度場所まで指定して県に提示をしているが、何ら対応されていない。

～総括～

・今までたびたび県と協議をしてきたなかで、私達はその権力を持たない住民の悲哀というのを嫌というほど味わった。言葉は悪いが詭弁で住民を愚弄し、行政用語で住民を欺く。これが、まず私達の感じたいつものやり方であった。ごまかし、情報隠し、ごり押し、これらは

素手でピストルに立ち向かうような状況だと表現してもよいと思っている。むなしさと不信、怒りが、逆に今日まで住民運動を継続させてきたその源ではないかと思っている。

#### 栗東ニューハイツ自治会

・過去にテレビ局が従業員からの証言を集めている。その証言の中には、「県はばかや、あほや」というものがある。査察に際して、県からは、いつごろ来るといふ連絡が事前にあるので、それに対応して、土を入れ替えて、待っていたんだというようなことが証言されている。査察を事前に通告して、違法がばれないようにR D社に対応させたいうで、査察していたという問題を指摘できる。

・ガス化溶融炉に関して。ガス化溶融炉は、我々の情報公開で18mの廃棄物の上に建っているということがわかったが、それはガス化溶融炉の付属施設の建屋の建築申請書類から判明した。ところが、その申請は住宅課に出るので、当時の廃棄物対策課は、そのことを知らなかった。焼却炉の基礎の安全性を無視したことになる。建屋に関しては住宅課、焼却炉に関しては廃棄物対策課と分かれていることを理由にして、県は事実の把握を怠った。

・R D社の元の本社屋がある場所は都市計画法上で市街化調整区域である。したがって、会社施設をつくることはできないにもかかわらず、本社屋をずっと維持してやっていた。これも都市計画課の問題だとして、違法を無視した。本社屋に、廃棄物対策課が何回も出入りして、住民も指摘していたが、うちとは関係ないと言って、全然問題にしなかった。これも同じように、「縦割り行政の弊害」である。

・違反廃棄物の埋め立てに関して、R D社は医療機関から医療系廃棄物を回収してきたが、99年12月に硫化水素ガス調査に入ったときに、提出写真にあるように、処分場内に医療系廃棄物が転がっていた。この際に県の職員もいたが、こういうのを見ても見ぬふりをしている。また、平成17年にドラム缶が出てきたときにドラム缶以外にも大きなビニールシートのようなものがたくさん出てきている。廃プラは15センチ以下にしないといけないのでこれも違法であるが、見て見ぬふりをしている。

・ドラム缶も、平成17年に見つかったというのはウソで、それ以前からあちこちに見つかった。特に、市道側のドラム缶は壁面にあったので、明瞭だった。県もドラム缶だと認めていたが見て見ぬふりであった。掘削調査して出てきたことになっているが、実際はあの処分場にいくらかでもこういうようなものがあって、県は知っていて、知らないふりをずっと続けてきたという問題がある。

・平成10年にR D社は許可容量24万 $m^3$ の2倍近くの45万 $m^3$ を埋めていたことが判明し、県はそれに対して3万 $m^3$ を排出させる行政処分をし、その見返りに違法に埋め立てた17万 $m^3$ を追認したことは大きな問題である。平成10年5月27日に廃止届がでた時点で、超過量を全部撤去させていたら、ここまでひどいことにはならなかったの

ではないか。許可区域外への埋め立てを一部撤去しただけで、許可の変更をして収めてしまったのは、大きな問題だと思う。

・早期にR D社のやったことのしっぽをつかめば、刑事告発も可能だったにもかかわらず県は動かなかった。そのことがR D社による証拠隠滅を許し、実態がますますわからなくなったという問題がある。県は毅然とした対応をとるべきだった。

・硫化水素問題が起こったときに、県は硫化水素問題調査委員会を立ち上げたが、県はR D社に極めて近い人物を硫化水素問題の委員長にした事実があり、これは県の見識を問われるものである。また、この硫化水素問題調査委員会は、非公開で行われたが、そのことに関して、住民の傍聴要求を却下した理由、議事録を作成していない理由、私有物のテープでしか記録を残していない理由を質問したが、全く要を得ない返答だった。このようなことから県に対する不信感が住民の中かなり広まったと言ってよいと思う。

・県は議会では「住民の皆様とよく協議して」とか言うが、実際はそんなことはなく、調査や工事が始まってから住民に対して説明をする。県議会の答弁と実態は全く違う。

・2004年の2月22日に、県知事と住民とが対談をした際の話だが、R D社の処分場は大体4万 $m^2$ で、廃棄物量は40万 $m^3$ ある。つまり、単純に考えると高さ10mになるはずだが、知事にどのぐらいの高さがあると思いますかと言ったら、知事は20mと言った。それだけでも違法なのに、あと地下の分があるから、許可量超過は濃厚である。しかし、県はこちらがいくら言っても廃棄物総量調査をやらない。北尾側の団地工事の際に移動させた際にも廃棄物量と、工事の面積を関係しても、許可量違反が濃厚であった。また、深堀穴の工事のときにも、1万 $m^3$ 廃棄物量が多かったと県は言っており、明らかに廃棄物量が多いと認識していたはずであるが、その調査をしてこなかった。

・R D社に改善命令を出した際、2004年2月23日段階では、知事自身命令期限について延長は認めないと朝日新聞で明言していたにもかかわらず、結局R D社の要請を受けて延長を認めた。これは住民に対する約束違反である。

・深堀穴改善工事に関して、県側は深堀穴の廃棄物は全部撤去し、その上で遮水工事をして、埋め戻すと言っていたが、廃棄物を残したままセメントを注入するという工法を途中で採用した。しかも、埋立物を埋め戻す際に、みずから硫化水素の発生原因の一つであると言った石膏ボードを、そのまま埋め戻したことから、我々はこれを知事の不法投棄だとして、刑事告発をした。

・2003年10月29日に要望書を県庁に持って行き、最初は琵琶湖環境部と面談するということがあった。しかし、知事あての文書なので知事室の方にお渡しをして、その後、懇談したいというふうに言ったら、まず自分のところに持ってこない、会わないということになった。

・2000年7月に、処分場の実態解明と適正措置を求める請願を出したが、県がやってきたことはすべて個別問題に対する対応であり、処

分場の実態解明や有害物撤去等の適正措置ではない。処分場の実態解明という請願が議会で採択されているにもかかわらず、実態解明が全くされていなかったという大きな問題がある。

- ・調査のために県をつくった調査井戸はどこに穴が空いているかわからない。どこの水が入ってきているか調べてもわからない、使えない観測井戸をつくった。

- ・質問に対する返答がすごく遅いし、情報公開請求も遅い。一例を挙げると、2006年4月7日の情報公開請求の返答が、4月25日、18時7分にメールで届くという状況があった。これは、15日以内に決定通知をしなければならないという規定からすると、土日が入るからぎりぎりオーケーだが、それでも5時過ぎて、メールで連絡するというのはいかがか。

- ・高アルカリ水が出ていて、それに対する対策工事をやったが、市の調査では、その後一向にアルカリ水のPHが下がらない。県は自分たちのやったことに対して効果を検証しない。深堀穴も工事をしたので、その後、地下水汚染はなくなるはずだが、その検証もしない。

- ・県は石膏ボードを埋め立てれば、少量の有機物でも硫化水素が発生すると言った。深堀穴には石膏ボードを埋め立てたわけで、それな硫化水素ガスが出るはずである。調査してほしいと言っている。しかし、全然やろうとしない。検討しなすと言われて、もう何年も経つ。

- ・県が行った平成12年度の第1号の処分場の地下水等の調査と、同じく第2号の掘削調査に関して、6,500万円をかけたわけだが、第1号の変更契約の際に、第2号と同じ結果が使われているならば、廃棄物分析の費用は発生しないと考えられる。この調査では、廃棄物の中の有害物の有無、それが浸透水、地下水に出てきていないのかという実態をまず調べてほしかった。浸透水、地下水は、全量分析をしてもらって実態が明らかになったが、住民の望んでいた実態解明のための廃棄物分析は行われなかったと考えている。廃棄物を掘削して調べるというケーシング調査の際に、18m掘られた廃棄物が上に上げられて、すごい刺激臭と揮発臭があり、何が埋められていたのか、その分析も県でされたが、その結果としては何も数値としては出てこなかった。一番私達が知りたい、本当にここには何が埋められたのかということや廃棄物の中に有害なものがあるのかどうかということが、県の調査では調べてもらえなかった。この調査で、一番初めにそのことが明らかになれば、この問題はもっと早く解決したと思うので、この調査の仕方はすごく問題があると思う。

- ・RDの最終処分場問題の解決に向けた県の対応方針の中で検証委員会を設置するということが、去年の10月18日に私達に説明され、それも第三者による検証をされるということで、私達はすごく期待して待っていたが、この時間のなかで、本当にどこまで検証してもらえるか不安をすごく感じ、中途半端な検証にならないようにしてほしい。

## 産廃処理問題合同対策委員会

・硫化水素が出てきたときも、低いところを辿ってくるからというせいだと思っんですけど、犬とか小鳥とかが死んだ。県にも言ったが「犬は死ぬもんでしょう」という返事であった。「だれか人間がR Dの横で倒れたら問題になるのか」と言ったら、「そうですね、それから考えましょう」という返事を県の廃棄物対策の方から聞いた。

・平成3年9月11日に、R Dと工業技術センターとの間の土地で何者かが掘削して変なものを埋めているという情報があり、県の職員が来て調べた。その際要するに2 m角で掘った跡らしきものはあったが、その中は掘って調べなかった。そのときに調べていればわかったはずであるが、平成11年6月に掘り返したら、高濃度のダイオキシンが検出された。そのときに調べるべきものが、7年も放置された。

・平成4年5月29日、不法保管でピットで煮汁が置いてあった。それが腐敗して、すごいにおいがしており、それを住民が29日に言っているにもかかわらず、9日間も放っておいた。

・平成12年10月13日に放射線物質が発見された件で、これも平成5年から5年間埋めているが、そのときに住民が何かやっているよということを言っており、そのときに掘って調べていれば、それから後の投棄はなかった。

・ドラム缶の調査については、大量のドラム缶を数カ所に埋めているという情報をつかんで県の対策課に大体このあたりですと地図まで示して、これを調査して取り出してほしいというお願いをしたが、信憑性が不十分だとして、結局、県は聞き流してしまった。やっと平成17年9月にその数カ所のうちのごく一部だけ、一番小さい範囲を掘って調べてもらおうと、105本のドラム缶、プラス斗缶が69個とポリタンク1個が埋まっていたひどい状況であった。

・平成5年9月8日、ドラム缶が1,000本ほど積んであった。それで、R Dの職員に聞いたら、3,000本も野ざらしにしてあったが、これでも3分の1に減ったという。それらは埋め立てられたと思われる。また、その日見つかったもので廃プラスチック類にジクロロベンゼンが付着しており、その付着している廃プラスチック類は悪臭源であり、即埋め立てすることと県は言っている。こういう有害物質のついたものを埋め立てすることという指示を出しているのは、とんでもない間違いである。

・平成6年6月10日、医療系ドラム缶346本の不法保管があった。これは国際情報高校の北側に広場があってそこに置いてあったものであるが、それを住民が見て、ものすごいにおいがするというので、県に通報したがすぐ見に来ないで、4日も経ってから来た。そのときには、もうドラム缶は空っぽになっていた。

・平成8年4月30日に廃プラスチックで火災も起きた。余りにもたくさんを野ざらしにしていたのと、メタンガスが発生して火がつきやすい状態にあったということだが、メタンガスが発生するのも問題である。そして火災後に、ダイオキシンのもとであるその燃えがら



を全部埋めている。廃プラ火災は1回だけじゃなくて3回もあり、みんな埋め立ててしまっている。

・平成10年度深掘穴調査の時、基準を超える鉛が検出された廃棄物5,000 m<sup>3</sup>を県の指示で、幅50 cmの粘土の囲い込みで埋め戻された。

・平成12年度に県が行った有害物調査で、そのときに前処理を行っている。揮発性有機化合物を分析する前にも、風乾だとか、それから振とうだとか、ふるいだとか、まだその上に、ダメ押しで、105で4時間の乾燥までやっている。この県の調査のやり方はおかしく、その調査で県民の税金を6500万円使っているが調査結果で全部ふいにしている。そのときに、もっとちゃんと調べていたら、地下水汚染まではいってなかったと思う。

・高アルカリの調査のとき、高アルカリの原因物質、これはセメント製品をつくる製造工程の副産物であり流動体のものであったが、これは流動体ですねと確認したら、いや、固まったものを埋めたと言う。未硬化のセメントは安定型処分場では認められていないので違法であるから、固まったものを埋めたということと言い張る。しかも許可区域外にそういう違法物を埋めているから二重の違反である。これに対して、県はその撤去を命じただけで、法的に何ら処置していない。

・高アルカリの調査のときに、黒いどろっとしたものが出てきた。住民がこれを容器にとって持って帰ろうとしたら、RD社の社長に見つけられ、取り上げられた。そして持って帰るんだったら、二度と処分場に入れさせないと言われた。そのときに、県の方も市の方もいたが、見て見ぬふりで、一切寄ってこようもしなかった。そのあと、こんなものがあり、異常だから調査してくれと言ったが、今回は高アルカリの調査であるとして、一切調べずに埋めてしまった。

・ダイオキシンも、環境基準の14倍というのが出たが、県の職員は、「こんなもん、自然でもあるんだ。」と言っている。地下水で、そんな14倍もあるわけがない。全国の汚染を調べてみたが、全国の最大汚染でも0.89しかない。1,497カ所も調べてもない。それなのにここは14倍も出ている。それで、試料の取り方が悪かったとか、いろいろ言いわけしている。

・天然由来と産廃由来の問題については、廃棄物を分析して、その結果、トルエン、フルフラール、フェノール、クレゾールが出た。そのときに「ある民家のプランターの土」も分析している。そして、その中にもトルエンやベンゼン、フェノール、クレゾールが出たから、「これは自然由来ですよ。天然物ですよ。」と言っている。有害物質でも、そういう認識しか持っていないということだ。

・平成13年に硫化水素ガスの問題で、原因調査と同時に処分場の浸透水、地下水の調査を県が実施したが、結論的には、水質全般について言えば、ダイオキシン類やホウ素など、少数の例外を除いて、総じて問題はなかったという結論であった。安定型処分場で、1つでも基準を超えたら大問題ではないかと思う。

・硫化水素の発生原因についても、私達は事前に油であるとか、クリ

ーニング廃液であるとか有機物を含むいろいろなものを混ぜているという確かな情報をつかんでいた。だから、有機物がないということはないはずであるが有機物は少量で、しかも紙や木材しか見つからなかったということになっている。

・硫化水素の発生を抑えるために、処分場を覆土するという案が県から出されたのは、処分場の中にどんなものが入っているか、地下水や浸透水の汚染の原因は何なのかを解明せずに、上に土をかぶせて覆ってしまって、それで終わりにしようと、こういう県の意図であったが、住民の反発によりこの覆土案というのは影をひそめた。

・北尾側の法面の後退工事、深堀穴の是正工事とか、平成15年から17年にかけて工事があった。それまでは、住民の立ち会いをある程度認めてくれていたが、そのときになってから、住民の立ち会いは認めないと。私達の強い要請に対して、昼休みの20分とか30分とか、その間だけ立ち入りを認めますということになったが、これは重機が動いて、ダンプカーが走るから危険だという理由であった。これだけ迷惑をかけながら、住民が心配して、ぜひ確認したいと言っているのに、危険だったら安全の措置をして住民に見せるぐらいの、県も熱意、姿勢を持たないといけないと思う。

・工事の立会に行くたびに、おかしなものがいっぱい見つかる。有害物らしいものもあり、そういうおかしなものについて分析をしてくださいと頼んだら、半年ぐらい経ってから分析結果を報告してくれたのだが、中身は金属の元素名が書いてあるだけで、物は何なのかは全然わからない。

・協議が大事、住民と十分協議します。知事も県の人も言っていたが、形の上では協議があったものの、平行線であった。結論も出さないまま、工事直前、あるいは直後に、明日からこういう工事をやりますと、県の最初の主張どおりの工事がやられたというようなことであった。

・一番最初に具体的な埋めたものは証言者の話から始まった。RD社の従業員の方から10名話を聞いた。バキューム車で大体週2回、京都の病院からピットという箱に入った医療系廃棄物を吸って、帰ってくると、穴が掘ってあって、ここへ入れよということで、バキューム車から直接入れたということが何年も続いた。液体だから形に残らないが、非常に有害なものであるということがある。ほかに、医療系の有機物をたくさん埋めた。それで腐敗して、いろんな有害物になっていると思う。

・現在の対策委員会について、現在までの調査結果について細かいことを述べ、結果としては大した問題はないという印象を与えるような報告をしている。実際は、今まで話があったように、有害物があり、汚染が強くある。現在までの調査結果からも有害物の存在は明らかである。しかし、現在の対策委員会事務局は、有害物の存在を否定、あるいは過小評価する意図があるのではないかと思われる。

・県の対策委員会事務局の態度は、今日まで住民に大きな不信を与え、解決が長引いている原因となった同じ姿勢をとっている。そのため新

しく立ち上げた県の対策委員会事務局には、私たちは再び裏切られた思いがあり、不信の気持ちがわき上がってくるのを抑えがたい。知事も代わったし、対策委員会までつくってやるということで、期待をしていたが、今まで4回見ていると、大したことはない、心配だったら、もう一回ボーリングで調べましょう。そして、含有試験はしないと。これは今までの県と一緒にいる。だから、現在の県も検証してもらいたいと、非常に強い気持ちを持っている。

～総括～

・平成11年ごろから現在まで7年余り、問題解決は遅々として進んでいない。

・それまでのRD社の違法とか不法を県が見過し、この問題を生じせしめた県の管理監督の問題、業者とのなれ合いの責任、こういうことについて県は明らかにしないばかりか、住民の指摘改善要請に対しても速やかに対応せず、対応した個々の調査においても、調査内容を極力制限し、結果を可能な限り矮小化している。事態を直視することなく、正面から取り組まずに、問題の本質をえぐり出そうともせず、根本から解決しようとする姿勢は全く認められなかった。

・個々の対応においても、RDの意向を受け入れて、住民の要望を抑圧するがごとき事例が多々あった。重大なこの環境汚染を招いた業者におもねるがごとき行政の態度に腹立たしい思いをしたことがたび重なった。

・いろいろな情報を県に提供し、要望もし、解決のための提案もしたが、こういう問題に対して、全面解決を早くやろうと、そういう大局的な計画の立案すら何ら示されずに、この7年余りの間、断片的、枝葉的な目先の対応だけに終始してきた。

#### 【次回の予定】

・住民ヒアリングで出た意見を整理し、それを確認しながら論点整理をして行っていくこととする。場合によっては、最終処分場特別対策室に説明を求めることとする。

#### 【その他】

(事務局)

- ・次々回の日程調整をお願いしたい。
- ・第2回の議事録がまもなく整理できるので、確認をお願いしたい。

#### 【閉会】

(委員長) これをもって、第3回の委員会を終了する。